

## 【資料3】

### 信書便事業に関する周知活動

総務省においては、信書便事業の認知度・理解度を深めるため、説明会の開催、パンフレットの配布等による信書便事業の周知活動を行っている。

#### 信書便事業説明会の開催

- 平成16年度においては、事業者・利用者が一同に会する形で全国23箇所で実施。延べ662社・団体が参加。
- 平成17年度においては、これまでの説明会において、参加者から「利用者の中には信書便制度について十分認知していない者がみられる」等の声があったことを踏まえ、信書便制度を効果的に普及させる観点から、利用者のみを対象とした説明会を中心に開催する予定。

#### パンフレット等の作成・配布

- 平成16年度においては、「特定信書便事業のご案内」等の周知用パンフレットを作成・配布。
- 平成17年度においては、パンフレットの配布に加え、信書便事業に関する制度、参入事業者の概況（社名、住所、取扱う役務の内容等）などをとりまとめた冊子を作成・配布する予定。

#### 総務省ホームページ（HP）への掲載

- 平成16年度においては、信書便事業に関する制度、特定信書便事業のご案内、申請の手引き、関係法令、参入事業者の概況（社名、住所、取扱う役務の内容等）などを総務省HPに掲載。

※URL→<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

- 平成17年度においては、総務省HP及び総合通信局等のHPの内容の充実について検討。

#### その他

- 総務省広報誌への掲載。